

浄化槽の適正な維持管理を！

浄化槽管理者は、浄化槽が正常に機能しているか、定期的にチェックすることが義務付けられています。

保守点検、清掃の実施状況を検査

(一社)奈良県環境保全協会 TEL:0745-22-5161

●定期検査とは

浄化槽管理者が、浄化槽を正常な状態に維持するための**清掃**や**保守点検**を行っているかを第三者である奈良県の指定検査機関が公正中立に検査するものです。

※奈良県の検査機関はココだけです。



定期検査手数料

人槽別	検査手数料
20人以下	4,500円
21～50人	9,000円
51～100人	10,000円
100～300人	16,000円
301～500人	22,000円
500人以上	28,000円

年に1回

保守点検、清掃の
実施状況を検査

定期検査

外観
検査

水質
検査

書類
検査

浄化槽維持管理サイクル

4カ月に1回
以上

保守点検

年に1回以上

清掃

消毒剤の
点検補充

ブロー
の点検

汚泥の
調整移送

機能の
診断

水量水質
の測定

汚泥の
引き出し

機器の
洗浄・掃除



●保守点検の専門業者
(奈良県内の登録業者)
2023.1.5 現在



※全ばっ気方式の浄化槽では概ね 6 カ月に1回行ってください。

(株)生駒市清掃社 TEL:0743-70-0845

・定期検査
・保守点検
・清掃

◀ この3点は、浄化槽法でその実施が義務付けられています。

生駒市下水道課 TEL:0743-74-1111 (内線 3561)

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。